



を飼い始めたらどうするの？

犬の所在地の市区町村に登録をします。(一生に1回)
(マイクロチップを装着している場合には、日本獣医師会に登録申請をしてください。)



▶ 生後3か月以上(91日以上)の犬は、飼い始めた日から30日以内に

▶ 生後3か月以内(90日以内)の犬は、生後3か月を超えた日から30日以内に

府中市保健センター	府中町 2-25	☎ 042-368-5311	申請書類は 窓口にあります (府中市HPから ダウンロードも できます)
府中市役所(総合窓口課)	宮西町 2-24	☎ 042-335-4120	
白糸台文化センター	白糸台 1-60	☎ 042-363-6208	
西府文化センター	西府町 1-60	☎ 042-364-0811	

いずれかの窓口で登録申請を行ってください。また、次の時は**届出が必要**です。
(マイクロチップを装着している場合には、日本獣医師会に登録変更届出をしてください。)

譲渡 犬を譲り受けたとき・犬の飼い主が変わったとき

転居 犬の飼い主が市内で引っ越したとき(変更届が電話連絡してください)

転入 犬の飼い主が府中市に引っ越してきたとき

※ 府中市外へ転出した場合は、転出先の市区町村で転入の届出を行ってください。
府中市への転出の届出は必要ありません。

死亡 犬が死亡したとき

※ 狂犬病予防注射の案内通知は、犬の登録をしている飼い主様に送付しています。
死亡の届出がない限り、通知を送付し続けることとなりますのでご協力ください。

犬が人を噛んだときは、動物愛護相談センターへ ☎ 042-581-7435

犬の登録をすると「犬鑑札」を交付します(※登録手数料 3,000円 がかかります)

もしも犬が迷子になっても鑑札の番号から飼い主のもとへ戻すことができます。

鑑札には、1枚ごとに個別の番号が記載されています。



かならず犬の首輪に着けておいてください。

鑑札を失くしてしまった場合は、保健センター等で再交付してください。

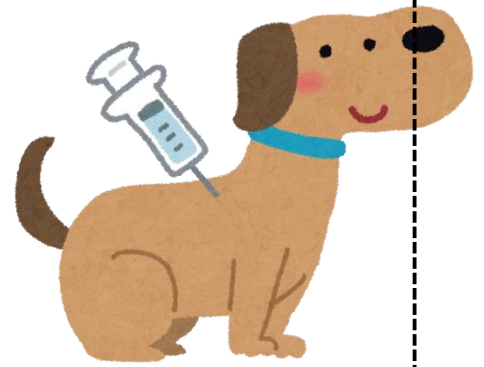
(再交付手数料 1,600円 がかかります)

府中市犬鑑札





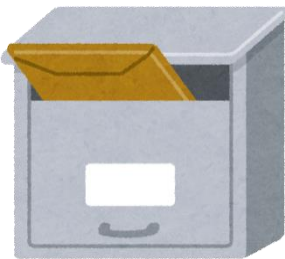
狂犬病予防注射



🐾 飼い犬には、年1回の狂犬病予防注射を！
4月1日～6月30日の間に必ず受けましょう

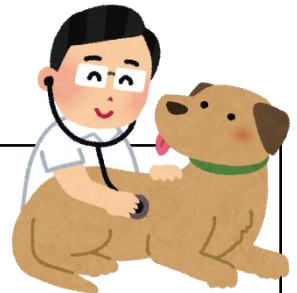
(狂犬病予防法施行規則 第11条)

生後3か月以上(91日以上)の犬には、
狂犬病予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。(狂犬病予防法 第5条)



犬を登録している飼い主様に、4月1日を目途に狂犬病予防注射のお知らせを発送しています。

※ 犬の体調の良い時に近くの動物病院で狂犬病予防注射を受けて、
獣医師が発行した注射済証明書を持参のうえ、保健センター等で
注射済票の交付(550円)を受けてください。
(動物病院によっては申請の代行があります)



狂犬病予防注射持ち物

- 1 狂犬病予防注射済票交付申請書(色付・バーコード入りのもの)
- 2 狂犬病予防注射予診票(切り離し、内容を事前に記入)をご持参ください。
- 3 狂犬病予防注射料(動物病院によって異なります)

鑑札と合せて、必ず犬の首輪に付けてください

犬鑑札や注射済票を犬につけていない場合、捕獲の対象となり
また、20万円以下の罰金を科せられることがあります。

済票を失くしてしまった場合は、保健センター等で再交付してください。
(再交付手数料 340円 がかかります)

府中市 HP → [くらし・手続き](#) → [手続き・届け出](#) → 「[ペットの手続き](#)」

<http://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/tetuduki/pet/index.html>



府中市注射済票

※ 動物病院で個別に注射を受けた場合、その場で「注射済票」の交付は出来ません。
注射済票の申請は忘れずにしてください。

